

第1回 人生と向き合う法律事務所へ—東京パブリック前編—

公設事務所運営特別委員会委員
弁護士法人東京パブリック法律事務所 長谷川 翼 (69期)

1 「たどり着く」だけでよいのか

「90円では、マックにもいられんから」

接見に行った私に対して、Aさんはアクリル板越しにそう話した。

Aさんは、長年、日雇いで建築関係の仕事をしてきた。両親とは折り合いが悪く、中学を卒業後、すぐに仕事を始めた。しかし、ある時、身体を壊して職を失う。収入を失い、日々の食費や家賃の支払いのため借金をするが、すぐに借りられるところはなくなった。家賃の支払いが遅れ、退去を求める手紙が届くようになった。家を出てネットカフェで寝泊まりをして仕事を探すが、身体を壊したAさんを雇ってくれるところは見つからなかった。

雪が降る金曜日のことだった。Aさんのポケットには90円しかない。夕方、Aさんはホームレス支援団体へ電話をかける。支援団体のスタッフが月曜日の朝に生活保護の申請に同行してくれることになる。「月曜日の朝、役所の前で」。その電話の後、Aさんは窃盗事件の犯人として逮捕される。

身体を壊したとき、借金を返せなくなったとき、退去を求める手紙が届いたとき…。Aさんの話を聞きながら、もっと早く相談を受けることができているならば、この事件は起きなかったのかもしれない、と思う。しかし同時に思う。仮に金曜日の夕方、役所が閉まった後に相談を受けることができたとして、シェルターを持たぬ私たちに何ができたのだろうか、と。

2 「解決に至る」ことの難しさ

法的課題は、その背後にある多数の課題の「氷山

の一角」だ。例えば、Aさんの借金や立退きという法的課題の背後には、過酷な労働環境の問題や、それらの影響から生じた身体や精神の障害、地域コミュニティからの孤立など、様々な課題が潜んでいる。そして、法的課題の解決のため、債務整理や建物明渡請求を受任したとき、身体や精神の障害の影響からなかなか外出ができず打合せが進まない、転居先が見つからない等の課題に弁護士も直面する。法的課題の解決のためには、その背後に潜む課題にも同時にアプローチする必要がある。

Aさんには、生活保護の申請や債務の整理とともに、雪の降る日でも安心して眠ることができる場所や、冷えた体を温めてくれる食事、傷付いた身体や心を癒す医療が必要だった。これを確保できる仕組みを作ろうと思った。

3 依頼者の人生が「社会を変える」

『「せかいびパーク」って、ここで貰えますか』

まだ正月休みの余韻が残る1月初め、男性が一人、受付の前に立っていた。Bさんだ。「せかいびパーク」とは、特定非営利法人トイミックと一般社団法人つくろい東京ファンドが提供している「緊急お助けパック」のことだ*1。住まいやお金がなくなり、身動きがとれなくなった方へ、その日一泊分の緊急宿泊や食事などを担保するパッケージを配布するとともに、スタッフによるその後の継続的な伴走支援を提供している。東パブはその受け取りスポットとして登録をしている。私たちにはAさんの苦い記憶があったからだ。

Bさんはある地方都市に住んでいたが、事業がうまく

*1 : <https://sekaibivouac.jp/>

くいかず、多額の借金を抱え、首が回らなくなった。家賃の支払いも滞り、自殺するしかないと家を出たが、最後に以前にネットで見たNPOに相談してみようと、藁にもすがる思いで東京に来たのだという。ところが、そのNPOとは連絡がとれず、区役所に行ったところ、夕方5時近くだったため、明日の朝一番に相談に来るようと言われ、せかいビパークを紹介され、一番近い受け取りスポットだった東パブに来た、ということだった。

虚な目で話すBさんを見て不安に思った私は、生活保護や債務整理について説明をし、どちらも手続きを手伝うことができると伝えた。しかし、「生活保護は申請しない」と答えるBさんの意思是固く、その日は名刺を渡して別れるしかなかった。

数日後、伴走支援をしていたスタッフの方から連絡があった。継続相談の結果、Bさんは体調の回復を優先することとなり、シェルターに入居して生活保護を申請することになった、ということだった。

後日、以前一緒に勉強会をしたことがある病院のソーシャルワーカーから、私宛に連絡があった。通院している患者さんの中に私の名刺を大切に持っていた人がいるのだが法律相談をお願いできないか、ということだった。Bさんだった。

その後、Bさんは、生活困窮者の支援団体のサポートを受け、シェルターからアパートへ転居をした。また、通院先での医療的なサポートを受けながら、残されていた債務の整理を始めた。治療が進むにつれてBさんの目には光が戻り始め、生活困窮者の支援団体でボランティアを始めた。そこでBさんは、苦しい状況にある方たちに自身の経験を語り、弁護士へ相談するよう、その背中を押すようになった。将来は

自分と同じような境遇の人を支える仕事をしたいと夢を語るようになった。

私たちは、依頼者の人生を通じて、その背後にある複合的な課題を知り、また社会の「隙間」に気付く。依頼者の抱える課題の解決のため、例えばせかいビパークのように、様々な分野の支援者と連携をして複合的な課題へアプローチをする。そして、同じような状況を生まぬよう、時には「としまる」*2や「としま包摂ネットワーク」*3のように、周囲の支援者と共に新たな仕組みを作ることで、社会の「隙間」を埋めていく。Aさんの人生がBさんを救ったように、これまでに会った依頼者の人生が社会を変える。

4 東パブが目指すもの

妊娠を理由に解雇され寮を追い出された外国籍の女性の在留資格、大量の荷物やゴミで溢れかえった家に一人で暮らす高齢の男性の後見申立、アルコール依存の治療のため入院中の方の債務整理…。東パブには今日も様々な相談が寄せられる。私たちは、法的課題の解決に向けて動き出すと同時に、シェルターの手配を依頼し安全に出産できる環境を調整するためのケース会議に参加する、担当ケアマネージャーと一緒にご自宅で本人からお話を聞く、病院の主治医やソーシャルワーカーとともに今後の支援プランを考える。これまでに私たちが会った依頼者の人生が、支援者を繋ぎ、そして新たな繋がりを作る。

私たちは、①依頼者にたどり着き、②その課題の解決を目指すとともに、③同じ状況を生まぬよう社会を変えることを目指し、今日も目の前の依頼者の人生と向き合う。

* 2 : https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2024_11/P24-25.pdf

* 3 : https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2025_0102/P34-35.pdf